

滝山児童館機能移転後の西部地域センターの跡利用について

1. 検討主旨

旧大道幼稚園跡に建設される新児童館の開館により、西部地域センター内の滝山児童館機能については、新児童館へ移転することとなる。

滝山児童館の機能移転後の西部地域センターの活用については、旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチーム（以下、「部長級P T」という。）報告書で一定の方向性が示されたところであるが、その後の議会での議論等や公共施設マネジメントの視点も踏まえ、さらなる協議・調整が必要であるとされたことから、あらためて関係所管でその検討を行った。

また、部長級P T報告書の結論においては、西部地域センターに移転するとされている、西中学校敷地内の滝山教育相談室の跡利用についても、あわせて検討を行ったものである。

2. 施設の現況等

(1) 西部地域センター内滝山児童館

床面積 418.00 m² [公共施設白書による]

(2) 滝山教育相談室の現況等

床面積 167.70 m² [公共施設白書による]

(3) わかくさ学園発達相談室の現況等

床面積 106.84 m² [わくわく健康プラザ内の使用面積]

3. これまでの経過および部長級P Tの結論

平成26年度に部長級P Tが設置され、旧大道幼稚園跡に新児童館開館を行うとともに、西部地域センター内の滝山児童館が新児童館に移転した後の施設についても一定の方向性が示された。

部長級P T報告書においては下記のとおり結論付けられている。

「西部地域センター内の滝山児童館移転後の施設は、西中学校敷地内の滝山教育相談室、わくわく健康プラザで暫定利用しているわかくさ学園発達相談室の移転先とする。さらに滝山図書館に付属する施設として、学習室等のスペースも確保する。」

4. 検討方法等

部長級PT報告書で示された結論、そしてパブリックコメントの状況、またこれを受けての意見等を踏まえ、市民部、福祉保健部、教育部、都市建設部および企画経営室の担当部署で、有効活用を図るべく検討を重ねるとともに、公共施設マネジメントの視点から、公共施設マネジメント推進委員会においても議論を行い、成案としてとりまとめたものである。

5. 跡利用の方向性について

(1) 西部地域センター内の滝山児童館移転後の施設活用について

① 西中学校敷地内の滝山教育相談室の移転先としての活用

現在、教育相談室は、市東部と西部の2か所に設置されていることで、児童・生徒や保護者の利便性が図られ、相談しやすい環境にある。またその相談件数は増加傾向であり、学校不適応や学力不振、発達障害など様々な相談に対応し、学校が抱える教育課題の解決の一翼を担っている。

こうした中、滝山教育相談室は老朽化が著しく、現施設が他の用途からの転用のため、施設機能にも制約がある。また、利用者にとって地理的にも大きな変化がない。そこで滝山教育相談室については、西部地域センター内に移転するものとする。

具体的には、現滝山児童館の工作室、事務室および児童室を、別図のとおり教育相談室の職員室、相談室A・B、プレイルームA、更衣室および電話相談室として活用するものとする。

また、給湯室・職員休憩室および現遊戯室に相当する規模のプレイルームBを別図のとおり配置し、これらは下記②と共用する。

② わくわく健康プラザで暫定利用しているわかくさ学園発達相談室の移転先としての活用

わかくさ学園発達相談室は現在、わくわく健康プラザ内の市民一般開放施設を暫定利用しており、さらに相談室のスタッフが常駐できる場所がないといった課題を抱えている。一方で、発達相談室機能としては、滝山教育相談室と一部重複する部分もあることから、施設の一部共用が可能である。また併設により、幼児期から学齢期にかけての連携可能性も期待できる。よって、わかくさ学園発達相談室を西部地域センター内に移転するものとする。

具体的には、別図のとおりわかくさ学園発達相談室の保育室および相談室兼職員室として活用するとともに、上記①のとおり給湯室・職員休憩室およびプレイルームBを滝山教育相談室と共用するものとする。

③ 滝山図書館に付属する学習室等スペースとしての活用

滝山図書館は、現滝山児童館と同フロアーに配置されているが、図書館機能として、学習スペ

ースの設置や読み聞かせを行えるスペースの確保について以前より要望がなされている。そこで、図書館に隣接している現滝山児童館の集会室については、学習・読書ができるスペースとして活用するとともに、小規模の講座等も実施できるよう改修するものとする。

上記①～③はいずれも、児童館と同じく、子ども・子育て支援機能への転用であるという意味においても望ましく、また施設機能としての転用が比較的容易な上、スペースを最大限有効活用しながら、直近の行政ニーズや行政課題に対応することができるものとする。特に①と②の併設は、幼少期から学齢期にかけて発達相談等の一連の支援が期待できるものである。

(2) 滝山教育相談室の機能移転（上記（1）①）後の跡利用について

上記（1）①にて滝山教育相談室が西部地域センターに移転した後の、現滝山教育相談室の恒久的な跡利用の可能性についても検討したが、現滝山教育相談室は、昭和62年に建築され、建築後30年が経過しており、また、施設保全計画においては、耐震改修は必要とされていないものの、劣化度はCとされていること等から、今後の利活用案は挙がらなかった。

(3) パブリックコメント等での意見に対する対応について

平成26年12月に行った「旧大道幼稚園跡の新たな利活用案」に関するパブリックコメントで寄せられた、わかき学園発達相談室及び滝山教育相談室の西部地域センターへの移転に際しての施設面における意見、また、その他寄せられた意見については、以下のとおり整理をする。

施設	課題点	対応策
駐車場	西部地域センターには駐車スペースが少なく、車での送迎に課題がある。	原則、わくわく健康プラザの駐車場を引き続き利用していただく。
エレベーター	ストレッチャータイプの車椅子はエレベーターに入らず、発達相談室が利用できない。	入室が困難な相談者については、わかき学園での相談や自宅訪問によるアウトリーチで対応する。
トイレ	西部地域センターの2階トイレには、子ども用トイレがない。	既存のトイレを一部改修し、子ども用トイレを確保する。
外遊び場（水遊び場）の確保	外遊び（水遊び）をする場所がない。	就学前の乳幼児はベランダに簡易プールを設置し、対応する。

6. スケジュール（予定）

別紙のとおり。

7. 図面（レイアウト）

別図のとおり。

なおレイアウトについては、今後実施設計等を予定していることから、若干の変更を行う可能性がある。

8. 公共施設マネジメントの視点からの検討

公共施設マネジメント推進委員会では、公共施設等総合管理計画が定める①公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針との整合性、②公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合性、の2点から今回の案件に対する検討を行った。

（1）公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針との整合性

① 既に複合化されている施設内の機能移転に伴う跡スペースの利活用の計画であり、単独施設として設置されている施設を移転や、施設の多機能化を図ることにより、施設の総量抑制に寄与すると共に、ライフサイクルコストの縮減が期待できるものである。

②西部地域センターについては、築29年、劣化度ランクCであり、施設整備プログラムにおいて、平成37年度に大規模改修工事が予定されている。本計画に伴う施設整備にあたっては、次期工事を視野に入れ、二重投資とならないよう適切な工事内容とする必要がある。

③今回の計画において移転対象となっている滝山教育相談室については、築30年が経過しており、軽量鉄骨造の標準耐用年数40年まで10年間あるが、劣化度はCランクであり、施設整備プログラムにおいては、平成36年度に大規模改修工事が予定されている。大規模改修工事に係る試算額は37,120千円（設計委託費2,227千円）であり、本計画に伴う施設整備に係る財源の確保を図ることからも、現滝山教育相談室の大規模改修工事は実施せず、また施設総量の抑制を図るうえでも当該施設については移転後速やかに取り壊しを行うことが適当である。

（2）公共施設の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合性

（滝山教育相談室）

教育センターについては、借り上げ面積を半減し、施設規模の見直しがなされており、今回の滝山教育相談室の移転については、既存施設への再配置計画であり、基本的な方針に合致する取り組みである。

（わかくさ学園発達相談室）

わかくさ学園発達相談室については、現在、市民への貸し出しを行っている集会室を暫定利用して

活動を行っており、施設としての位置付けはないものの、障害児施策としてその機能確保は引き続き必要である。なお、施設類型ごとの基本的な方針において施設として記述はない。

(滝山図書館学習室等スペース)

滝山図書館については、中央図書館を拠点とした、図書館ネットワークとして市の西部地域の図書館機能を担う施設である。施設は既に複合化されており、効率的な施設配置がなされている。今回の学習機能の拡充については、地区館としての機能充実を図る意味から妥当な取り組みである。

(3) 検討結果

検討の結果、①施設の総量抑制が図られること、②複合施設に他の機能を付加することなどにより、施設の機能充実が図られること、③ライフサイクルコストの縮減が期待できること、との理由から妥当と判断された。

なお、事業実施にあたっては、施設整備プログラムにおける西部地域センターの大規模改修工事を視野に入れた適切な工事内容とすること、また、施設の指定管理者と十分な調整を図ることに留意する必要があるとの結論となった。

9. その他

- ・今後、当該事業の方向性について、市民の方々および関係団体に丁寧に説明を行っていく。
- ・故障しがちなエレベーターの改修についても、あわせて検討していく。
- ・滝山児童館機能移転後の西部地域センターの跡利用に際し、課題はあるものの東京都総合交付金や地方創生交付金などについて、一部その活用を検討していきたい。